

政治資金残りあと

50,917円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

前回までの残高	75,091円
印刷代（ビラ印刷代）	20,462円
交通費（駐車場、燃料代）	10,845円
通信費（携帯電話）	5,858円
寄付 カマタ様、タケマツ様	-13,000円
合計 02/5/5～02/6/2	24,174円
寄付は、さがみ信用金庫 大井町支店出張所 普0051228 武松政策研究会 武松忠 まで	

市政を考える

月刊武松

発行日

02/6/3

第33号

たけまつ

ただし

頒布責任者：武松 忠

武松政策研究会

高齢者が15歳未満越える！？

2000年国勢調査から！

■高齢者数が15歳未満より増加！

32号に引き続き2000年国勢調査結果から小田原市の人口の年齢区分をみると、初めて高齢者数（65歳以上）が、15歳未満数を上回りました。

表1：年齢区分（'95、'00年）総人口には不詳含む

西暦	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総人口*
1995	31,013	140,854	27,434	200,103
2000	28,972	137,595	33,519	200,173

■将来人口の推計

推計は1995と2000の各年齢の人口を基に、5年間の変化率を計算し、その近似式から、各年齢の5年後の人口係数を求めました。

また、毎年の新生児数を1900人と仮定し、2005～2025まで5年毎の人口を求めています。

■近似式（5年後の年齢における人口係数）

$$y = -5.0 \times 10^{-8} x^4 + 6.7 \times 10^{-6} x^3 - 3.1 \times 10^{-4} x^2 + 5.8 \times 10^{-3} x + 0.95$$

xに5年後の年齢を入れるとyが人口係数で、その年齢の人が何人になっているか計算できる。

例、x=80 だと y=0.8

75歳の方が1000人いたとすると5年後の80歳では800人になっている。

■将来推計からわかること

あくまでも私の個人的な推計ですが

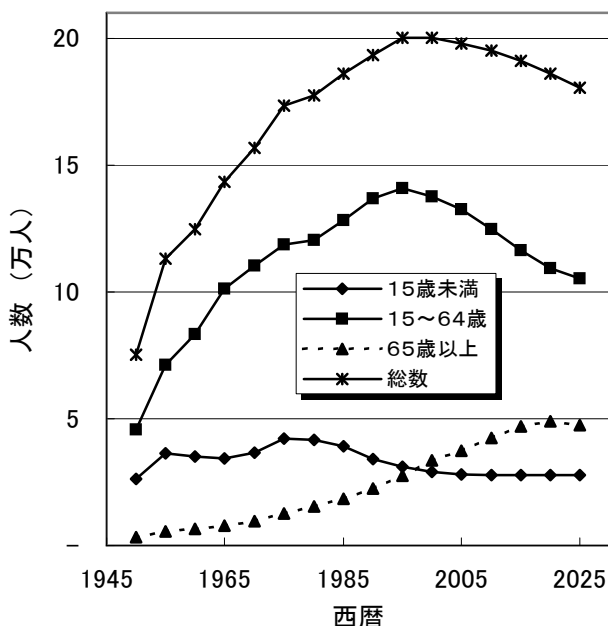
①65歳以上人口は、2020まで増加する。

（2000年の1.5倍の4万8900人）

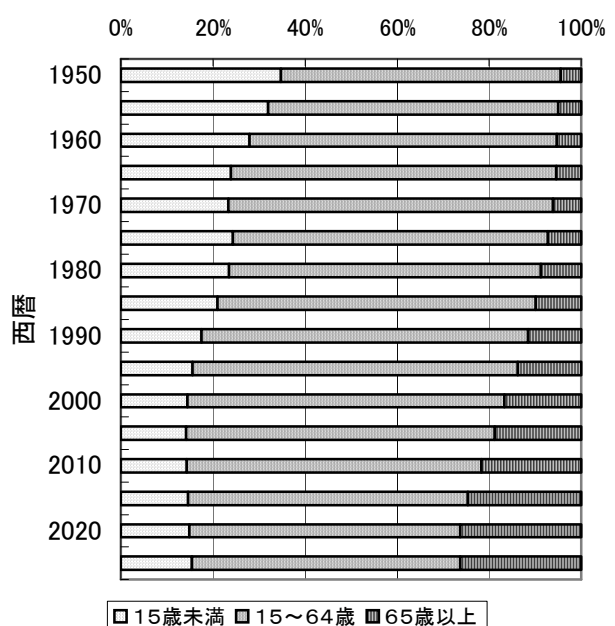
②15～64歳人口は、2025年には10万5千人まで減少する。（2000年の0.76倍）

③2025年には、総人口が18万人まで減少する。

年齢区分の推移



年齢区分の割合の推移



議員年金！？

議員年金があることは、ご存知の方も多いと思います。小田原市議会議員の場合、毎月5万2800円が天引きされています。(報酬月額4万7800円)

議員年金の受給資格は、3期連続当選しなければなりません。現在の計算値では、受給資格が得られたとして、65歳から、月16万円支給される計算です。(在職4期で月+1万2800円、5期で月+2万5600円増額)されます。

3期連続当選しなかった場合は、退職一時金とし

て、1期で177.5万円、2期で405.5万円が支給されます。

私のように受給資格を得られるかわからない状態では、国民年金も掛けざるをえず、本人と配偶者分で月2万6600円払っています。厚生年金を20年以上払って受給資格のある議員や兼職している議員は、国民年金を払う必要はありませんが、こうした事を考えると、この仕組み自体が若い議員には不利になっています。

また、市町村合併による議員数の減少で、掛け金の増額や支給金額の見直しが検討されています。

The Voice 今までに頂いたご意見から

ポイ捨て禁止条例を小田原駅前以外の地域に適用できないか？ 市内在住 50代 男性

数年前から、小田原駅前にポイ捨て禁止条例が実施されているようですが、実際の検挙者も聞いたことが無く運用状態も怪しいところです。結局ポイ捨て禁止ステッカーが店頭に貼られているだけのような気がします。熱海駅や渋沢駅など、タバコを吸っている時に「ポイ捨てしないで下さい。」と監視員に声をかけられるようなこともありません。

小田原駅前だけではなく、他の駅前等にこうした地域指定はできないのでしょうか、監視員は我々がやります。監視するための後ろ盾となるような条例や地域指定があると、予防し易いし、意識の向上も図られるのではないのでしょうか？

ご指摘のとおりポイ捨て禁止条例(小田原市まちをきれいにする条例)では、美化重点地区内における罰則規定を盛り込みましたが、罰則が適用された例はありません。ただし、この条例をもう少し詳しく説明しますと、

(市民等の責務)として、第4条で市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空缶等、吸殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に收容すること等により自らの責任において適正に処分するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとす。となっています。これは、市内全域で適用されているものです。

美化重点地区の指定等は、主に罰則を適用できる地区の指定で、市民等に対して2万円以下の罰金を定めたものです。

第28条 (1) 美化重点地区内において、空缶等または吸殻等をみだりに投棄したもの。

このように、美化重点地区外でも市民等は、空缶等、吸殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に收容することと定められています。地域で実施するには、罰金徴収が目的ではありませんから現在の美化重点地区指定よりも、この条例の市民等の責務を後ろ盾として予防策を考えることができます。

ポイ捨ては罰せられます！



環境美化促進重点地区内でのポイ捨ては2万円以下罰金です。
小田原市

武松政策研究会 月例勉強会のお知らせ

日 時：6/15(土) 18時～20時

場 所：市民会館6階 第2多目的室

テーマ：「100円バスの現状」

全国の100円バス等の現状から、小田原の例も含めてディスカッションします。

報告者：武松

どなたでも自由に参加できます。当日現地にきて下さい。参加費100円



URL <http://www6.airnet.ne.jp/takematu/>

I-mode <http://www6.airnet.ne.jp/takematu/i.htm>

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシでも受付けております。

月刊武松は本人が配布しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、eメールでも送付していますので連絡下さい。